

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: HOEi有限会社
法人番号: 1360002021478
住 所: 沖縄県石垣市字新川2429番地
2. 指名停止措置期間: ①別表第2-3イ 令和7年11月14日から令和8年2月13日まで(3ヵ月)
②別表第2-4イ 令和7年11月14日から令和8年2月13日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: ① 沖縄支所管内
② 九州地方測量部管内

4. 事実概要:

HOEi有限会社(旧:有限会社邦栄商事)の当時の代表取締役は、沖縄県糸満市が発注した公園遊具の更新実施設計委託業務を巡り、当該業者が特約店契約を結ぶ遊具製造会社の遊具が採用されるよう便宜を図る見返りとして、同市職員に家電製品を供与したとして、令和7年9月10日、沖縄県警に贈賄容疑で逮捕され、同年10月1日、那覇地検に贈賄罪で起訴された。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者であるHOEi有限会社(旧:有限会社邦栄商事)の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第3号イ(贈賄)及び第4号イ(贈賄)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~2 略	略
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヶ月以内 1ヵ月以上3ヶ月以内
4 次のイ又はロに掲げる者が当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヶ月以内
5~16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)